

答申第57号

「レーダ式車両走行速度測定装置点検成績書の部分開示決定に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、「栃木県警察が所有するレーダ式車両走行速度測定装置（JMA240）（以下「本件速度測定装置」という。）の内宇都宮東警察署配備分を除くすべての直近の試験成績書」の開示請求に対して行った「レーダ式車両走行速度測定装置点検成績書（以下「本件公文書」という。）」に係る部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、入力周波数欄、理論値欄（以下「本件争点部分」という。）を非開示としたことは妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、実施機関に対し、平成24年5月10日付けで、本件公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

本件請求に対し、実施機関は、本件公文書を特定し、平成24年5月24日付けで、栃木県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき本件処分を行った。

本件審査請求の趣旨は、この本件処分により非開示とされた部分の内、本件争点部分は開示するとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由等

審査請求人の審査請求書、開示決定等理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は非開示の理由を条例第7条第6号該当とし、部分開示決定通知書には「開示することにより、速度取締りを逃れるための対抗措置を可能とし、もって速度違反を助長し、違法行為を容易にするなど、適正な取締りの実施及び公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報です。」と記載している。

確かに測定のために発信する電波の周波数であれば、それを知ることによって逆探知を可能にするものであることから、非開示とすることは理解する。

しかし、審査請求人が開示を求める使用周波数は、点検のために使用した周波数であり、これを知ったからといって対抗措置など取れるものではない。また、同時に開示を求めている理論値は、まさにその名前が示すとおり、周波数から物理学上の公式を用いて求めることができる数値である。

別件で既に開示を受けた取扱説明書中の「1.3構成(1)構成品」の音叉の「508 Hz」は上記に述べた点検のために使用する周波数であり、「4.9.4音叉校正による動作点検」の「27又は28」、「25」は上記理論値を時速に換算した数字である。実施機関が主張するとおりの支障が生じるおそれがあるならばこれを開示したことに合理的な説明がつかない。

なお、審査会の結論が、本件争点部分の非開示を妥当とするものである場合は、実施機関が、校正に使う音叉の周波数及びそれに対応すべき速度表示値を開示して

おきながら、全く同じ理屈であるにもかかわらず、本件争点部分は非開示情報該当であるとする正当性を必ず理論的に明示してほしい。

- (2) 走行車両の速度測定は、総務省の周波数割当計画の第1「総則」上は「無線標定業務」に分類される。

総務省発表の「我が国の電波の使用状況」には、速度測定等のレーダーとしてその周波数帯が「10.5－10.55、24.05－24.25 (GHz)」であることが公表されている。

本件速度測定装置は、「移動体検知センサー」に該当するものと思われるが、平成元年1月27日付け郵政省告示第42号には、「移動体検知センサー（主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報（対象物の存在、位置、動き、大きさ等）を高精度で取得するために使用するものであって、無線標定業務を行うものをいう。）用」の周波数は、「10.525GHz」、「24.15GHz」と明記されている。社団法人電波産業会発行の移動体検知センサー用無線設備「標準規格」にも使用周波数は「10.525GHz」あるいは「24.15GHz」と明記されている。

総務省の電波利用ホームページ中、「無線免許情報及び無線局登録情報の公表範囲」では、免許状又は登録状の記載事項について、「警察用はすべての項目を不公表」とされているが、周波数割当計画の「総則」上は、「無線標定業務」、「速度測定等のレーダー」としてその周波数帯が「10.5－10.55、24.05－24.25 (GHz)」とされていることに疑いはない。

以上のことから、栃木県公安委員会（以下「諮問庁」という。）が非開示とする周波数は「10.525GHz」あるいは「24.15GHz」の二者択一でしかない。

- (3) 本件速度測定装置は、周波数に対する理論値を時速に換算、その換算値から1Km/hを減算し、1Km/h未満の端数を切り捨てて表示するものである。したがって取扱説明書にある「25Km/h」と表示するということは、換算前の理論値が「26Km/h以上27Km/h未満」ということである。

以上のことから、公式により計算すると、送信周波数は「10.154GHz以上10.548GHz未満」と特定できる。電波法上割り当てられている周波数が、「10.525GHz」あるいは「24.15GHz」の二者択一である以上、送信周波数は「10.525GHz」以外には考えられない。

- (4) 以上のことから、実施機関が、取扱説明書に記載されている音叉の周波数とそれにより表示される速度を開示したからには、諮問庁が本件申立てに係る周波数を非開示とする理由「開示請求に係る周波数を開示することにより送信周波数が特定される。」は論理的に破綻する。

- (5) 実施機関が10.525GHz以外の周波数を使用していると仮定した場合でも、送信周波数が10.154GHz以上10.548GHz未満であることは物理学上疑問の余地がない。

- (6) 時速で記されている理論値から求めることができる周波数は、上限と下限の範囲

でしかなく、送信周波数を特定することは不可能である。

総務省が公表しているのが「10.5-10.55、24.05-24.25」GHz、10GHz帯（通称「Xバンド」）で0.05GHz、24GHz帯（通称「Kバンド」）で0.2GHzの範囲であるのに対し、解析により得られる周波数の幅は0.394GHzと公表されている周波数の範囲を大きく上回る。諮問庁がいう「公式から送信周波数を知ることが可能」になどなるはずがない。

不特定の周波数に対して「妨害装置の開発につなげ、対抗措置を可能」になどできるはずがない。不特定の周波数に対して「妨害装置の開発につなげ、対抗措置を可能」にする方法を諮問庁が承知しているとするれば、実施機関が審査請求人に対し、取扱説明書中、校正用の音叉の周波数が「508Hz」であること、この508Hzに対し音叉校正で「25Km/h」と表示することを開示したことに合理的な説明がつかない。諮問庁が本件申立てに係る周波数を非開示とする理由は論理的に破綻している。

- (7) 諮問庁がいう対抗措置とは主にいわゆるレーダー探知機を指すものと思われるが、周波数を特定できない以上、これを探知することは不可能とは言わないが、その価格・規模等から一般の運転者が備えることなど到底考えられない。

販売されているレーダー探知機はすべて10.525GHzに対応しており、車関係にある程度の知識を持つ者にとっては、取締りに使用される周波数が10.525GHzであることは周知の事実であるといえる。

本件速度測定装置は「ステルス型」と称されている。「ステルス型」は計測時のみに電波を発信、探知された時には計測は終了という機能を持ち、取締りの回避を困難にしているものである。実施機関が「ステルス型」を採用しているということは、レーダー探知機が広く出回り、送信周波数が10.525GHzであることが広く知られていることを承知している証左である。

その他の対抗措置も数種存在するが、その価格・規模等から、たかが速度取締りの対抗措置として使用されるはずもなく、万一使用すれば電波法に違反する。他の法令で取り締まることができるような対抗措置が懸念されることまでを非開示理由にするならば、県民の知る権利を著しく侵害するものであり、「公正で開かれた県政の実現に寄与すること」を目的とする条例の趣旨及び条例にうたわれている地方自治法の本旨に反する。

- (8) 審査請求人は、実施機関に対し、本件速度測定装置に関し再三にわたり専門的・技術的な説明を求めてきたが、実施機関から説明を受けたことは一切ない。開示の際にも非開示の理由を説明するよう求めたが答えがない。答えられない、答えられないわけがないと思われる。

実施機関が本件非開示理由書で述べるように測定用周波数を、あるいは周波数帯をさえ秘匿しようとするならば、校正用の音叉の周波数及び音叉校正で「25Km/h」と表示することも非開示とするべきであっただろう。

- (9) 実施機関は、自らが管理する情報の開示・非開示の判断ができない。実施機関の

管理者たる諮問庁は、審査請求人が審査請求書で非開示理由の矛盾を指摘、「その他」として取扱説明書中の周波数を開示しながら本件周波数を非開示とする理由を述べると要求しているにもかかわらず、都合のいい、反論が可能な部分のみを拾い出して理由とするのみで、論理的な反論を述べることすらできない。「条例の解釈及び運用の基準」（条例第7条第6号）に、「犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについて、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開としたものである。」とあるが、本件速度測定装置に関しては、実施機関に専門的・技術的判断をする能力はないと断言する。

(10) 開示請求は、実施機関から情報を入手する唯一の手段である。今後も実施機関に対し開示請求を続けるつもりであるが、実施機関の体質を考えると条例第7条第5号、第6号該当で非開示とされることは多々あるかと思われる。条例の趣旨はよく理解するが、実施機関は、不適正な遂行のため、自らのずさんな事務を隠ぺいするために条例を使用している。このようなことのために条例が使われることがあってはならないと思われる。

(11) レーダ式車両走行速度測定装置は、測定数値を減算して表示するが、その法的根拠はなく、計量法に違反している。

第3 実施機関等の主張要旨

諮問庁の開示決定等理由説明書及び実施機関の職員からの意見聴取における主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件争点部分を知ること、公式から送信周波数を求めることが可能である。
送信周波数を知ることになれば、妨害装置の開発につながり、対抗措置を可能とし、その結果、速度違反の取締りに支障を来すおそれがあると認められる。
- 2 理論値は、本件速度測定装置の速度測定範囲（以下「測定範囲」という。）を知ることが可能となる情報であり、これを開示すると測定範囲以上の速度で走行するなど、速度違反を助長するおそれがあると認められる。
- 3 本件争点部分を開示すると、妨害のための有効な情報を提供することになり妨害の効果を高めてしまうことになるので、非開示とすることに意義がある。
- 4 有効な妨害装置開発への利便のリスクをより確実に排除するためには、本件争点部分の双方を非開示とすべきである。また、送信周波数の推定ができていない場合、本件争点部分のいずれかを開示すると測定領域の推察が可能になり、異常な速度違反の誘発のリスクが発生する。
- 5 以上のことから、本件争点部分について、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報として非開示とする決定をしたことは妥当であると判断する。

第4 審査会の判断

- 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の小山、足利、栃木、下野、大田原、今市、矢板、日光の各警察署に配備されている本件速度測定装置の点検成績書であり、本件速度測定装置を製造した法人が定期保守点検の結果として作成し、実施機関が取得し保有しているものである。

本件公文書には、おおむね次の情報が記載されている。

- ・ 本件速度測定装置の品名、型名、製造番号、製造年月
- ・ 点検年月日、前回点検年月日
- ・ 点検者の名称及び所在地
- ・ 各点検項目とこれに係る正常状態、結果
- ・ 契約先及び使用先
- ・ 精度確認結果
 - 各入力周波数とこれに対する設置角度選択0度及び27度の場合におけるそれぞれの理論値、減算値、本装置の出力値
- ・ 点検者の職氏名

3 具体的な判断

(1) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、公開することにより、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報については非開示とすることを定めている。

審査請求人が開示を求めている本件争点部分について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するものとして非開示としているので、以下、この点について検討する。

ア 本件争点部分と送信周波数について

レーダ式車両走行速度測定装置の送信周波数については審査請求人も非開示とすることは理解するとしているが、本件争点部分を開示することによりそれが特定化される場合には、それらの情報の条例第7条第6号該当性の有無が問題とな

る。

本件公文書を当審査会で見分したところ、本件争点部分の内、入力周波数欄には、本件速度測定装置の精度確認の際に、車両から得られる周波数の代わりに本件速度測定装置と接続された信号発生器から入力したとされる8種類の周波数が、理論値欄には、上記の各々の入力周波数からドップラー方程式で算出したとされる数値が記載されている。

実施機関の主張によれば、本件争点部分を開示すると、ドップラー方程式で計算することにより送信周波数を求めることが可能であるとのことである。

これに対し、審査請求人は、時速で記されている理論値から求めることができるのは周波数の上限と下限の範囲であり、送信周波数を特定することは不可能であると主張している。

当審査会で、各々の入力周波数とこれに対する理論値欄の数値を用いてドップラー方程式でそれぞれ計算したところ、本件速度測定装置の送信周波数を特定することまではできないが、送信周波数に近い数値を求めることができるものと認められた。

したがって、本件争点部分の入力周波数と理論値の各組合せは、本件速度測定装置の送信周波数が類推される可能性がある情報であると認められ、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報として条例第7条第6号に該当するものと判断する。

イ 本件争点部分と測定範囲について

実施機関の主張によれば、理論値は、測定範囲を知ることが可能となる情報であり、これを開示すると測定範囲以上の速度で走行するなど、速度違反を助長するおそれがあるとのことである。また、送信周波数の推定ができていた場合には、入力周波数を開示すると測定領域の推察が可能となり、異常な速度違反を誘発するリスクが発生するとのことである。

レーダ式車両走行速度測定装置の速度測定範囲については、実施機関の主張するとおり、これを開示した場合、速度測定範囲以上の速度で走行するなどの速度違反を助長するおそれがあるものであると認められる。

理論値欄には、上記アのとおり本件速度測定装置の精度確認のための8種類の入力周波数からドップラー方程式で算出したとされる数値が記載されており、直接、測定範囲を表すものではないが、測定範囲をある程度類推することができるものであると認められる。

また、入力周波数についても、これを開示するとレーダ式車両走行速度測定装置の送信周波数に係る他の一般的に認識されている情報と併せることにより、理論値が求められる可能性があり、おおよその測定範囲が類推される情報であると認められる。

なお、理論値及び入力周波数のいずれについても、その数値の一部だけを非開

示とすれば測定範囲を直接的には類推できなくすることは可能であるが、開示できる他の理論値又は入力周波数の記載欄から最高値を類推することが可能であり、したがって、測定範囲もある程度類推することができるものであると認められる。

これらのことから、本件争点部分については、すべてを開示するのみならず一部分を開示したとしても、測定範囲を類推することが可能となる情報であり、犯罪の防止、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であるとして条例第7条第6号に該当するものと判断する。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成24年7月11日	諮問書の受理
平成24年8月8日	開示決定等理由説明書の受理
平成24年9月10日	開示決定等理由説明書に対する意見書の受理
平成24年10月16日 (第229回審査会)	審議（経過等説明）
平成24年11月27日 (第230回審査会)	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の職員からの意見聴取 ・ 審議
平成24年12月11日 (第231回審査会)	審議
平成25年1月22日 (第232回審査会)	審議

栃木県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
菊 池 昌 彦	株式会社下野新聞社取締役	
塚 本 純	宇都宮大学教授	会長
根 本 智 子	弁護士	
廣 木 昭 男	前栃木県商工会連合会専務理事	会長職務代理者
堀 眞由美	白鷗大学教授	